

令和2年2月18日

雲南市農業委員会

会長 加藤 一郎 様

令和2年度雲南市農業振興施策に関する意見書

回 答 書

雲 南 市

1. 農林振興施策の拡充、支援について

(1) 高付加価値化、販路拡大施策の支援について

①人・農地プランは農業従事者の高齢化、後継者の不足、鳥獣被害、農産物の低価格化などの要因による耕作放棄の歯止めとして有効な施策と考えられる。安定した農業経営、農業活性化に資する特産品の開発・育成・農産物商品化など儲かる農業の視点から営農等の指導について、営農されている個人農家も含めた積極的な取り組みを望みたい。

【回答】

人・農地プランについては、令和元年6月に国が同プランの実質化について集落等を単位として令和2年度末までに進めるよう市町村に求めてきました。

これを踏まえ、市では集落営農法人が設立されている集落は既に担い手が存在するなど実質化が図られていると考えますし、令和2年度から始まる第5期の中山間地域等直接支払制度では、国が農用地や集落の将来像をまとめた「集落戦略」を協定集落で作成することを求めていますので、本戦略を策定する集落は、同戦略の策定をもって人・農地プランの実質化にしたいと考えています。

従いまして、その他の集落について同プランの実質化の取組を進めて参る考えです。つきましては、集落内の農用地や農家実態等につきまして熟知されている農業委員の皆様方のご協力を頂きたいと考えますのでよろしくお願い致します。

一方、営農等の指導については、三刀屋町坂本(明石)地内にある「雲南市農業振興センター(総合営農指導拠点施設)」に令和2年4月より栽培指導を行う指導員を新たに配置することとしています。

現在、木次町尺の内への整備計画を進めている「食の幸発信施設」を指定管理頂く予定のJAとともに、産直並びに学校給食に農産物を販売されている農家の方を中心に、農業活性化に資する特産品の開発や商品化など安定した農業経営が図られるよう栽培指導等を強化して参ります。

②統合給食センターが出来、地元産の安全安心な野菜が今まで以上に必要となる。しかし生産者の高齢化により出荷する人が減少している。児童・生徒の健康づくりに安全安心な野菜が届けられるためには、食育の推進や農業への理解と共に、地産地消や米の消費拡大など引き続き、取り組んでいただくよう地元農家や野菜生産グループ等へのさらなる支援を検討されたい。

【回答】

令和元年7月に木次町、三刀屋町、吉田町及び掛合町の各学校給食センターを統合し、新たに「中央給食センター」として同年9月よりサービスを展開しています。

現在、学校給食センターには市内全体で90名を超える農家の方に安全安心な旬の野菜を提供頂いており、市内の学校給食センター全体での平成30年度の地元野菜の使用率は前年より0.8ポイント高い37.2%を記録し、米などその他の農畜産物も含めた地元利用率は50.9%と高い利用率で推移しています。

市では、教育委員会に「地産地消コーディネーター」を配置して、農家と学校給食センターの間に立ち野菜の受発注や集荷等の調整を行うことで、農家から野菜が安心して円滑に搬入されるよう支援を行うとともに、野菜生産グループへの活動助成やJAと連携した食育等の取組も進めています。

これに加え、雲南市農業振興センターによる栽培指導等も強化して参りますので、多くの農家の皆様方に参加頂くよう努めて参ります。

- ③雲南市が主要農産品について定めている作物は5品目（なべちゃん葱・アンジェレ・とうがらし・水耕野菜・ぶどう）があるが、「知る人は知る」の範囲だと感じられる。市が推奨する農産品について末端の農家にも聞こえるような宣伝・周知・指導を行うことが必要であり、全市民でブランド化を目指し取り組んでいく方を構築すべきだと感じる。一つの成功例が拡大することで農家の生産意欲の向上と所得の向上が図られ、それに付随する集積・選別・出荷に携わる雇用も生まれてくると思われる。市民に対する広報活動を今以上に展開する広報活動を今まで以上に展開して頂き大きな成果に繋げていただくよう要望する。

【回答】

雲南市農業ビジョンに掲げています主要農産物の5品目（なべちゃん葱・アンジェレ・とうがらし・水耕野菜・ぶどう）については、担い手農家を中心に栽培の普及・拡大を図っています。

この内、ぶどうは昭和45年頃から、水耕野菜は平成15年から、とうがらしは平成20年頃から栽培が開始・継続されており、一定程度、栽培面積や認知が広がっているものと認識していますが、なべちゃん葱とアンジェレは平成30年から栽培を開始したばかりであり、現在は実証的段階にあります。

雲南市ではJAや県農業普及部等の関係機関とともに、この5品目を中心に花卉やソバ等も加えた園芸のより一層の振興を目指しており、機械・施設等の導入に係る助成や転作に係る国の交付金等も活用して支援を行ってきています。

今後の普及・拡大に向けては、農家の皆様の認知と栽培に係る意欲を喚起して行くことが重要ですので、要望頂きましたことを踏まえ、JA等の関係機関とともに、より一層の広報活動等にも努めて参ります。

（2）農業の担い手確保・育成について

- ①近年農地所有適格法人等から様々な事業により農用地利用権を解約されるケースが増えつつある中で、多くの農家にとっては担い手不足により農地を維持することができなくなると考える。雲南市独自の「雲南市担い手農地集積事業補助金（2,000円/10a 畦畔含む）」については、消費増税等必要経費が膨らむ中で負担軽減につながることから今後も引き続きこの事業が継続されることを要望する。

【回答】

雲南市担い手農地集積事業補助金は、令和元年度より補助額を2,000円/10aとし、利用権の設定の上、農用地を耕作される担い手農家に毎年助成を行うこととしています。令和元年度の実績は、50人・組織の担い手に計8,620千円の助成を行い大変好評を頂いています。

本事業は令和3年度までの3年間継続して実施する予定であり、担い手への農地集積を促進することにより、農業経営の規模拡大・安定化による担い手の育成・確保と耕作放棄地の拡大防止に努めて参ります。

- ②雲南市でも担い手の育成、農事組合法人の立ち上げ等、精力的に事業に取り組んでいるが、特に米作りの魅力のアピールと認定農業者等への支援を拡大するとともに担い手の育成に努めていただき、雲南市広域で地区を越えた受委託が出来るシステムの構築や管理のしやすい圃場整備への支援等を要望する。

【回答】

集落営農法人については、雲南市農業ビジョンに基づく取組により本市で25組織目となる「農事組合法人みんなに」が令和2年1月に吉田町に誕生しました。

農家の高齢化や減少が進む中ではありますが、新たな担い手の誕生により、農地や地域生活を組織的に守る農業経営の取組が大いに期待されます。

こうした農業担い手への支援として、令和2年度においても引き続き機械・施設等の導入、農地集積等への支援に加え、本市のブランド米であります「プレミアムつや姫たたら焔米（ほむらまい）」生産への支援などを積極的に行い、意欲ある担い手が将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができる環境づくりに取り組んで参ります。

加えて、農業担い手の広域連携組織の育成も進みつつあり、三刀屋町や吉田町の広域連携組織では地域自主組織に働きかけを行い、地域農業と地域づくりを一体的に進める動きも図られつつあります。こうした取組への支援として、令和2年度より始まる第5期中山間地域等直接支払制度で創設された加算措置が活用できるものと考えますので、その適用を進めて参ります。

また、圃場整備については、国、県及び市の独自事業も活用頂き、効率的に耕作等が図られるよう支援を行って参ります。

一方、雲南市広域での地区を越えた農作業の受委託については、遠距離により非効率な作業となり受託者の負担が高くなるため、これまで通り近い範囲での受委託について調整等を進めて参りたいと考えます。

- ③雲南市で取り組んでいる「空き家付き農地取得制度」において居住された移住者の中には、農業に取り組む気持ちがあっても、どうしたらよいか困っている人が見受けられる。そこで移住後の農業支援等についてソフト面やハード面について関係機関の連携とさらなる支援を検討されたい。

【回答】

雲南市へ移住後に農業を開始される方について、専門的農業経営を目指される方については、新規就農者として農業研修や機械・施設等整備に係る支援制度を設けており、雲南市担い手育成支援室を中心に市、JA及び県農業普及部など関係機関が連携して支援を行って参ります。

一方、家庭菜園的農業を目指される方については、こうした関係機関が必要に応じて相談等に対応いたしますので、農業委員の皆様方からも移住された方に周知頂きますよう協力をお願いいたします。

(3) 農地保全対策について

- ①現在計画されている令和2年度から始まる第5期中山間地域等直接支払制度については制度上のハードルを下げ事務処理の簡素化など制度の緩和を要望する。

【回答】

中山間地域等直接支払制度は、令和2年度より5年間の新たな第5期対策が始まることとなります。

これまでの協定農用地全体を対象とした交付金の遡及返還要件が個別農地へと大幅に緩和され、大きなハードルであった連帯責任が廃止されますので、高齢の農業者の方を中心に安心して制度に取り組めるようになるものと考えます。

加えて、これまでのA・B・C要件が廃止され、10年後の農用地や集落の将来像等に関する「集落戦略」を作成することで10割単価の交付金が交付されるほか、集落協定の広域化や集落機能の強化など前向きな取組に対する支援が強化されることとなりましたので、多くの集落が引き続き積極的に取り組まれるよう指導等を進めて参ります。

更なる制度の簡素化・緩和等については、引き続き国等に対して要望を行って参ります。

②山間部（農地と山林が隣接する地域）の中山間地域等直接支払制度交付金の雲南市単独助成の上乗せ等、不利益条件地域の加算制度の創設を要望する。

【回答】

令和2年度より始まる第5期対策では、条件不利地域の加算制度として、1/10以上の傾斜のある田や同様に20度以上の畑の保全等を支援するため、6,000円/10aの交付金を加算交付する「超急傾斜農地保全管理加算」が継続して制度化されています。

これに加え、棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/12以上・畑15度以上）では、地域の皆さんで策定され国の認定を受けた同計画に基づき、棚田オーナー制度等の棚田地域の振興を図る取組を実施する場合に、10,000円/10aの交付金を加算交付する

「棚田地域振興活動加算」が創設されましたので、本加算制度を活用頂くよう協定集落への周知に努めて参ります。

一方、市単独での交付金額の上乗せ等は困難と考えますので、国に対し交付金額の増額を検討するよう要望を行って参ります。

③第一種農地等、場所的に恵まれた地区で遊休化した農地については、草刈りをしてでも保全するのが適当と思われる。最近、耕作されなくなった農地の草刈りを、シルバー人材センター等へ依頼する人が増えている。今後守るべき農地と判断した農地については、当該所有者に同意をいただき、草刈り作業を依頼してもらうよう（出来れば年2回程度）農地の保全管理を促すよう要望する。

【回答】

農地は、ご承知の通り食糧生産だけでなく、国土や環境の保全、地域づくり等にも多大な影響を持つなど多面的機能を有しており、過疎・高齢化が進む雲南市でも、その維持管理が大変重要な課題になっております。

このため様々な農業振興施策を展開し、農作物の栽培のみならず、日本型直接支払制度を活用した維持管理、基盤整備や担い手育成など多岐に亘り多様な支援を実施してきています。

こうした中、本市では全農地の約2割となる約970haが耕作放棄地となっていると農業委員の皆様方に確認頂いています。これ以上の耕作放棄地の拡大を防止するためには、農地を組織的に守る集落営農組織等の担い手の育成が必要になっていると考えていますが、農地法上は農家一人ひとりが自らの農地を適正に維持管理することが求められますので、草刈り等を含めた維持管理を適切に行って頂くよう、様々な機会を通じて周知に努めて参ります。

④雲南市の桜は市民や観光客を楽しませている反面、今日様々な問題が生じている。例えば樹木の成長に伴う枝の伸張による道路への通行障害の発生、用水路上に伸張した枝からの落葉による貯水場への取水障害の発生、また占用区域内の雑草の繁茂により用水路の管理運用に支障を来している等、いずれも営農活動に影響を与えている。そのようなさまざまな問題が生じていることから、道路、用水路上にかかる枝の伐採処理、占用区域内の除草等、適宜・適切な処置を講じるよう要望する。

【回答】

雲南市では、市で植樹を行った桜とその周辺について定期的、又は市民の方などからの要望等を踏まえて適切に管理等を実施していますので、問題が発生した場合には連絡等を頂きたいと考えます。

一方、私有地に植樹してある桜につきましては所有者等に管理頂くことが必要であり、法律上も他者が勝手に木の枝を伐採等出来ないことになっています。

従いまして、例えば、木の枝が公共用地である市道に著しく伸長して往来に多大な影響を及ぼすなど公益に著しく反している場合には、所有者等に伐採等の適切な措置を依頼するなど適宜・適切な措置に努めております。

- ⑤農地についても里山に近接している農地から耕作放棄が進んでいる。森林には、水源涵養機能・土壌保全機能・土砂災害防止機能・地球温暖化防止機能などの多面的・公益的機能がある。森林の荒廃により、これらの機能が十分に発揮されず近年の自然災害の多発にもつながっていると思われる。農地保全の観点からも、令和元年度から始まった森林環境譲与税により雲南市に交付される税の使途については、水と緑の保全に重点を置き、中山間地の農林業を活性化させる一助とするよう要望する。

【回答】

平成31年4月に施行された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の第34条において、森林環境譲与税の使途について、「森林整備に関する施策並びに人材の育成・確保、普及啓発、木材利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策に要する経費に充てなければならない」と規定されています。

また、同じく平成31年4月に施行された「森林経営管理法」においては、森林所有者の責務が明確化されるとともに、市町村にも森林の経営管理が円滑に行われるための措置を講ずるよう責務が課されたところです。

当市における森林環境譲与税の使途については、当面は新たな森林管理システムの円滑な推進等、森林の整備に重点を置いた取り組みを進めることとしており、林業及び木材産業等の関連団体に参画いただいた「雲南市森林経営推進地域協議会」で協議を進めているところです。

森林の多面的機能の維持や増進のための森林整備の促進を図るとともに、林業・木材産業等の活性化のため、有効に森林環境譲与税を活用して参りたいと考えております。

- ⑥木次線沿線や主要道路沿い等の景観を守ることは観光客の増加等にも寄与できるものと思われることから「沿線沿い耕作放棄地ゼロ作戦」と銘打って、そば、ひまわり、菜の花等を植栽するなどの景観保全を目的とした対策を要望する。

【回答】

市内のJR木次線の駅並びに道路沿線の一部では、指定管理者又は地元住民の方などが自主的に花の植栽等を行い沿線周辺の環境美化に努めて頂いています。

市内の沿線全体で植栽等を依頼することは困難であると考えますが、先ほど申しました通り農家一人ひとりが自らの農地を適切に維持管理することが求められますので、草刈り等を含め維持管理を適切に行って頂くよう、様々な機会を通じて周知に努めて参ります。

- ⑦市民農園を展開している地域もあるが他の地域において、非農家の方で野菜を作りたい方の相談があり、そういう方に農地を貸し出し、少しでも農地を守っていただきたいと思うが、そういう場所なりシステム化(貸し農機・水源・期限など)の公的斡旋ができる仕組みを検討されたい。

【回答】

雲南市では大東町内に1箇所、面積約20aで36区画の市民農園を有し、現在、農園周辺の方を中心に11の方に17区画を1年を単位として利用頂いています。区画には余裕があり、他地域の方でも利用頂くことが可能ですので、市にご相談頂くよう農業委員の皆様方からもご紹介頂きたいと考えます。

今後の市民農園の新設については、市民の皆様の要望等を踏まえ検討を行って参りたいと考えます。

一方、自らで農地を借り野菜作りを行って頂くことも可能ですので、農地の輪旋や利用権設定につきまして農業委員の皆様方からも指導等を頂きたいと考えます。

- ⑧農地等に関する相談などで所有者が誰なのか分からない場所などがあります。このような困りごと相談に対しては、山林もあり林業担当部署において双方の話し合いによって問題解決が図れるよう、相手方との取次照会をしてもらえるよう検討されたい。

【回答】

農地や山林等の所有者については法務局で確認頂くことが可能ですので、農業委員の皆様方からも法務局に相談頂くよう周知をお願いします。

2. 有害鳥獣対策について

市内各地域で鳥獣被害が大きな問題となっており、個人での対策に限界がきている状況にある。地域を守るうえでさらなる支援と助成を要望する。

- ①侵入防止対策の助成を引き続き要望するとともに鳥獣被害対策の強化策として被害防止対策より駆除対策を強化されることを要望する。

【回答】

市の農作物獣被害防止対策事業補助金については、多くの市民の皆様にご利用いただいております。今後も継続した支援を行っていく考えです。

有害鳥獣駆除については、市猟友会会員による有害鳥獣駆除班を編成いただき、精力的に駆除活動を実施頂いています。

有害鳥獣対策は、野生動物を集落に誘引する最大の要因である餌（放置果樹、作物残渣等）の除去による「予防」、野生動物の行動を考慮した柵等の設置による「防除」、集落に出没する加害個体を対象とした「捕獲」からなる、総合的な対策が必要とされています。

「捕獲」による駆除対策も必要不可欠ではありますが、野生鳥獣を集落に誘引している要因を取り除かない限りは、駆除してもきりがありません。

また、捕獲による駆除頭数を追い求めた場合、捕獲しやすい山の中での非加害個体が駆除される傾向になると見込まれるほか、警戒心の薄いイノシシの幼獣が捕獲された場合には、母親の発情が戻り、通常年1回の出産が年2回になるなど、結果として個体数減に繋がらないとも言われています。

「予防」、「防除」、「捕獲」による総合的な有害鳥獣対策は、集落や地域を挙げて取り組んで頂く必要があります。市内においても、地域が主体となって有害鳥獣対策に取り組まれている事例もありますが、効果的な有害鳥獣対策の定着に向けた取り組みを更に強化して参ります。

- ②コウノトリ保護の一環として、サギの駆除事業が止まっていることで年々サギの数が増え田植え後の稲の踏み込み被害が多発している。このままではサギの個体数が増加し圃場への被害が増加していく。現状を把握していただき駆除等の支援など再度対策の見直しの検討を要望する。

【回答】

現在、サギ類については駆除対象鳥獣から除外しておりますが、水稻の踏みつけなどの被害状況や近隣自治体の駆除対応等の状況を踏まえ、駆除再開について県及び市猟友会との協議を踏まえつつ慎重に検討を進めて参ります。

- ③今後は中山間地域では鳥獣被害対策防止についてさらなる深度化を図っていく必要がある。現在鳥獣からの農作物被害防止するためには複数の捕獲檻や電気柵を設置する必要があるが、それに係る経費は当業者負担であるため、農業収入の面からその負担が限界に達しようとしている。国は中山間地の現状を把握することはもとより、県、市も一体となって鳥獣対策に関わる費用について困窮する地域の要望に応えていく必要があることから、鳥獣害防止対策に対する補助額増加・無償化を検討されたい。

【回答】

市においては、「農作物獣被害防止対策事業補助金」により、電気柵等の防除資材購入に関わる経費支援を行っています。

近年は、有害鳥獣による被害区域が拡大する状況にあることから、増加する支援要望にお応えするため、予算額を拡充して対応を行っています。多くの市民の皆様へ受益機会を確保するため、現時点において補助額増加等の制度見直しを実施する考えはありませんが、より効果が高い有害鳥獣防除対策のため適宜見直しを行っていく考えです。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した防除資材（ワイヤーメッシュ）の設置事業も実施しています。これは、雲南市鳥獣被害対策協議会が導入したワイヤーメッシュを集落や営農組織に長期間貸与するもので、平成23年度から平成30年度までに延べ76団体に約64.6km分のワイヤーメッシュを配布しており、有害鳥獣防除対策に活用いただいています。

近年、国からの予算配分が減少している状況にあります。国に対して予算拡充の要望を行いつつ、事業を継続していく考えです。

3. 畜産振興の支援について

- ①新たに優良牛を導入・保留する際の助成金支給は大きな支援となっている。近年の子牛価格の上昇により導入に掛かる農家の負担も増大しているため、今後も事業を継続して頂くとともに、補助金額の上限引き上げを検討して頂きたい。

【回答】

平成24年度に県有種雄牛産子造成奨励事業を創設し、平成28年度から上限額10万円を15万円に引き上げて支援を行っており、令和2年度も引き続き事業を実施して参ります。

補助上限額の引き上げに関しては、島根県の「しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛改良強化対策補助金」や国の補助事業を組み合わせ活用頂くことで、対応して頂くことを考えております。

今後とも、国、県の施策の動向などを注視しながら、関係機関と連携を図り、畜産振興の一層の推進を図って参ります。

- ②粗飼料確保対策として、遊休農地や荒廃農地などの耕作放棄地を活用した仕組みや事業を検討して頂きたい。平成29年度で終了した粗飼料確保対策事業では、集落営農法人等が粗飼料を収集する機械を所有していないという課題があったとの回答を得ており、機械導入についても同時に検討して頂きたい。

【回答】

前回の事業では粗飼料確保のため、畜産農家に向けた対策を検討し、農事組合法人や集落営農組織の近隣畜産農家向けには取組みができました。稲わら確保には天候による影響や、粗飼料確保用機械を所有する畜産農家がいたことが要因と考えられます。

耕作放棄地の原因には担い手不足に加え農地周辺の除草作業や獣被害防止対策に手が回らない事も大きな要因と考えられますので国等の事業を活用した耕作放棄地等を活用する放牧による事業を推進します。

放牧のメリットは、除草作業と牛の飼養管理に係る省力化が見込める等の作業効率化と環境保全のメリットがあります。

また、収穫後の稲わらや農地周辺等の野草を収集・保存するための機械については、畜産農家や耕種農家の要望に対応して、国の畜産クラスター事業等を活用して導入を図って参ります。

4. 農業委員会事務局業務への支援等について

- ①非農地判断を行った際の地目変更は、現在は土地所有者が法務局に申請書を持って行かなくてはならないが、隣県では非農地判断の際の地目変更登記が行政での手続きでスムーズに行えているところもある。確実に登記がなされる為にも農業委員会からの申請書送付で認定されるよう関係機関に要請をお願いしたい。

【回答】

非農地判断により行った非農地通知によって農業委員会保管の農地台帳が、法務局で記録されている登記記録と農業委員会事務局管理の農地台帳での処理後の記録の整合性の向上については、庁舎内関係機関と状況把握と共有を行い、今後協議を行って参りたいと思います。

また併せて、これまでも要請は行っておりますが、さらに県やその他関係機関へ引き続き要請を行って参ります。

- ②農地パトロールや現場での活動などで、タブレットにある地図システムを利用することで、目視が難しい箇所の確認が容易となったり、また現場にて「耕作放棄地」とみられる農地の経年データ(映像)のチェックから「非農地」判断の手がかりとなったり、利用意向調査の際に農地所有者にタブレットにより耕作放棄地の状況を説明し、意向把握にも活用できるという利点がある。手間のかかる農地パトロールの事務を簡略化するため、地図システム入りタブレットの導入を検討されたい。

【回答】

現在、導入するための国や県の補助等はありませんが、現場活動や作業において事務効率も上がり、現場にてより正確な判断等が望めることから、国や県へ補助等について要請を行って参ります。

また、他の方法での導入が可能かタブレットを含め地図システム等を必要とする庁舎内の部署との実態把握と調整や協議を図って参ります。